

防防運（事）第 89 号
令和 7 年 3 月 21 日

大臣官房長
各 局 長 殿
各 幕 僚 長

事務次官
(公印省略)

指揮代理に関する訓令の運用等について（通達）

指揮代理に関する訓令（平成 12 年防衛庁訓令第 80 号）の実施に当たっては、下記の解釈及び運用上の留意事項によることとされ、令和 7 年 3 月 24 日から適用することとされたので、その適正を期されたい。

なお、指揮代理に関する訓令の運用等について（防運企第 5385 号。12. 9. 4）は、廃止する。

記

第 1 訓令の基本的考え方

自衛隊の部隊等においては、一般に、指揮官が死亡、心身の故障その他の事由によりその指揮権を行使できないときには、法令により職務代理者が置かれている場合のほかは、速やかに後任者の補職を行うか、後任者の補職に時間を要する場合には、隊員の中から代理等を命ずる人事発令を行うこととしている。

他方、部隊等の運用（特に戦闘中等）においては、指揮官が死亡した場合等で、後任者の補職又は代理者の指定が行われるのを待ついとまがないような状況も想定される。かかる場合には、一般に、自衛隊という組織の特性上、当該部隊等の自衛官の中で、階級、同一階級内における先任順等の順位が最上位の自衛官が臨時に指揮を引き継ぐことになると慣例的に認識されてきた。

しかしながら、部隊等の指揮官が死亡した場合等における臨時の指揮権行使については、明確な基準の下、よりの確に部隊等の指揮が継続されるよう、上記のように慣例的に考えられてきた部分も含め、明文規定を整備することが適当である。

本訓令は、かかる観点から自衛隊の部隊運用等に支障を生じることがないように規定を整備するものである。

第2 第1条関係

「臨時の」と規定した趣旨は、本訓令が、指揮官が部隊等を指揮することができなくなった場合には、あくまで補職上の措置が行われることを前提にしつつ、なお後任の指揮官の補職若しくは職務代理者の指定がなされるまで又は元の指揮官が復帰するまでの間において、部隊等指揮権の行使に空白を生じることがないように緊急避難的な措置を定めるものであることを明確にした。

第3 第2条第2号関係

本訓令では、例えば、小隊や班、戦車、船舶、航空機及び航空機の編隊について、それらの長として命ぜられている自衛官が死亡した場合等についても、同様に次順位者が部隊等指揮権を代わって行使していくこととするため、「部隊」にはそれらの単位まで含まれる旨を明らかにした。

第4 第2条第4号関係

「部隊等指揮権」は後任者の補職等を待ついとまがないような状況でも、途絶えることなく行使され続けなければならない性質を持つものであるがゆえに本訓令で対象とするものであり、本号は部隊及び機関並びに部隊及び機関に勤務する隊員に対する指揮についてこれに該当するものを「部隊等指揮権」として定義したものである。

このように本訓令の趣旨が、部隊等の運用において指揮官が死亡した場合等に的確に部隊等の指揮が継続されるよう緊急避難的な措置を定めるところにあることから、「部隊等指揮権」は、行動、訓練及びこれらに準ずる活動といった部隊の運用に関する事項（陸上幕僚長等が所掌する事項も含まれ得るが、これが真に「部隊等指揮権」に該当する事項か否かについては、具体的な状況に応じて慎重に判断される必要がある。）について職務上命令する権限と定義したものである。したがって、本訓令で定義された「部隊等指揮権」には、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第31条に規定される隊員の任用、休職、復職、退職、免職、補職及び懲戒処分並びに訓戒等に関する訓令（昭和31年防衛庁訓令第33号）に規定される訓戒等を行う権限は含まれない。また、自衛隊法、防衛省設置法（昭和29年法律第164号）及びこれらに基づく命令以外の法令（会計法、国有財産法、物品管理法等）に基づく権限については、一般的な行政的・管理的事項であること及びそれぞれ個別の法令に従って行使されるべきものであることから、「部隊等指揮権」には含ま

れない。

また、自衛隊法第四章に規定される機関については、自衛隊法上の部隊と機関の位置づけの差異に鑑み、一般にこうした指揮権限が行使されることを想定されているのは部隊であることから、それぞれの機関の校務、処務、院務及び部務については「部隊等指揮権」から除外した。ただし、機関による災害派遣における活動及び駐屯地等の警備については、部隊に準じた活動を行うことから、これらについて実際に機関の隊員を動かして活動を行わせるための指揮は「部隊等指揮権」の範囲に含まれることとした。

第5 第2条第5号関係

部隊等の長及び当該部隊等の長の職務を代理する自衛官に加え、本訓令の規定により部隊等指揮権を代理行使することとなった自衛官を「指揮官」とした。

この定義規定により、第3条各号の一に該当する事由の発生により部隊等指揮権を代理行使している自衛官が、同じく同条各号の一に該当する事由の発生により部隊等指揮権を代理行使できなくなった場合においても同条を適用し、当該自衛官の次の順位を有する自衛官が部隊等指揮権を代理行使することとなる。

また、「指揮官」の権限には、駐屯地（分屯地）司令及び基地（分屯基地）司令がその職に基づいて行う権限（災害派遣の発令及び駐屯地等警備のための活動）についても含むこととした。

第6 第3条関係

本条各号の一に該当する事由についての事実認定は、指揮官が死亡した場合等に的確に部隊等の指揮が継続されるよう緊急避難的な措置を定める本訓令の趣旨に鑑み、次順位者が行うこととなるが、その事実認定に際しては、当該指揮官の幕僚等に連絡を取り状況を把握する等可能な限り多くの情報を集めることにより、客観的な判断となるよう努めるものとする。

また、駐屯地（分屯地）司令については、駐屯地司令及び駐屯地業務隊等に関する訓令（昭和34年陸上自衛隊訓令第44号）第4条及び第8条の規定の趣旨に鑑み、本条及び次条を適用する際の「次順位者」については、駐屯地所在部隊等全体における次順位者とした。

ただし書は、自衛隊法、同法施行令又は訓令において職務代理者としての副指揮官（副師団長等）が置かれている場合や、補職権者により既に当該指揮官職の職務代理が指定されている場合には、まず当該代理者が部隊等指揮権を代理行使することを確認する規定である。この場合でも当該代理者が指揮できなくなった場合には、本条の規定に従い更に次の順位者が部隊等指揮権を代理行使する。

第7 第3条第2号関係

「心身の故障」については、任命権に関する訓令（昭和36年防衛庁訓令第4号）第3条第2項第4号に「隊員に事故があるとき」の場合として「心身の故障のためその職務に関し自ら意志を決定し、かつ、その事務処理につき有効に隊員を指揮監督することができないとき」の規定があり、本号も同様の趣旨であるが、隊員の安全に直接影響を及ぼすような状況下において部隊等指揮権が代理行使されることも想定されるため、「重大な」と規定することで代理行使の要件を加重した。

「心身の重大な故障」の具体的内容については、被弾して身体に重大な故障を生じた場合や、精神に異常を生じ指揮官が指揮することを放棄したような場合を念頭に置いている。心身の故障については、外見上判断し難い場合もあり得るが、その事実認定に際しては、近傍に医官が所在する場合にはその意見を求める等、可能な限り客観的な判断を尽くさなければならない。

第8 第3条第3号関係

「連絡の途絶」とは、指揮関係を継続し得る程度の連絡が維持できない状態をいうが、例えば指揮下部隊側の通信事情による連絡途絶を当該指揮官の事故と誤認するようなことがないよう、事実認定に当たっては、当該指揮官の幕僚や他の同級指揮下部隊と連絡を取り状況を把握する等、指揮官自身に指揮することができない事由が生じていると認定するに足る客観的かつ明確な事実の確認行為が当然に求められる。

第9 第3条第4号関係

本号の趣旨は、上記の各事由には含まれないが、訓令上具体的に規定し難い事由について、別途、本通達により定めるものであることから、上記の各事由に関して客観的な事実認定ができない状況において本号を根拠とするなど、「特別の事由」を事案に応じ各人が各様に解釈して適用することはしてはならない。従って、本号に該当する「特別の事由」は当面、以下の事由に限られるものとする。「部隊と同じ現場に所在しなければ指揮できない状況において、指揮をできないほどにまで当該部隊と指揮官が離れてしまった場合。」

これには、指揮官の乗る船舶、航空機、車両の事故又は損傷により、指揮下の部隊と行動を共にできなくなった場合も含まれる。

なお、通常、指揮官が意図的に部隊を離れる必要が生じ指揮をできないような場合については、当該指揮官の代理が指定されるか、又は当該指揮官が部隊を離れている間の指揮を代わって行う者を命ずる等の措置がとられるものと解されるが、か

かる措置が行われなかった場合であって、現場において指揮官が指揮をして部隊等が活動を行わなければならない状況に部隊等が直面したときは本号を適用する。

第 1 0 第 4 条関係

- 1 部隊等指揮権を行使する順序は、自衛隊という組織の特性上、原則として階級の上下、幹部名簿登載順、同一階級内における先任順等の順位によるべく、自衛官の順位に関する訓令（昭和 3 5 年防衛庁訓令第 1 2 号）によることとした。
- 2 第 2 項は、資格、職種等を考慮する必要がある場合や陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊並びに統合部隊の戦闘様相の特性などを考慮する必要がある場合に、統合幕僚長又は陸上幕僚長等が例外規定を定めることができるよう規定した。ただし、当該規定はあくまでも例外規定であるので、防衛大臣の承認に係るものとした。

第 1 1 第 5 条関係

- 1 部隊等指揮権を代理行使する者であることを明確にするため「指揮代理」と呼称することとした。

部隊等指揮権の代理行使に当たっては、当該部隊等指揮権を有する指揮官の名前ではなく自己の名において行うが、例えば「〇〇連隊長指揮代理 2 等陸佐◇◇◇◇」というように、元の指揮官の指揮を代理行使する者であることを明記して行う。
- 2 第 2 項は、指揮代理が部隊等指揮権を代理行使した場合に、本来の指揮官が部隊等指揮権を自ら行使した場合と同様の責任を負うことを確認的に規定したものである。

第 1 2 第 6 条関係

- 1 指揮代理が部隊等指揮権の代理行使を開始する確認行為として、自分が部隊等の部隊等指揮権を代理行使する旨を指揮下の部隊等に宣言し、混乱なく行われるようにする趣旨である。

直近の上級指揮官への報告には、指揮代理が部隊等指揮権を代理行使している事実及び指揮をとるに至った事由等が含まれる必要がある。
- 2 上級指揮官を通じた補職権者までの報告及び報告を受けた補職権者が速やかに後任者の補職等を行う旨の規定は、本訓令の規定による部隊等指揮権の代理行使が、後任者の補職等が行われるまでの臨時的措置であることに鑑み、後任者の部隊等の長の補職等の措置が速やかに行われることを確認的に規定したも

のである。特に、階級の上下によって指揮関係が構築される部隊等において、本訓令の規定により、例外的に階級の逆転が生じた場合には、後任者の部隊等の長の補職等の措置が速やかに行われることにより、階級の逆転を解消するよう特段の配慮をする必要がある。

第 13 第 7 条関係

指揮代理による部隊等指揮権の代理行使は、後任指揮官の補職、職務代理者の指定又は元の指揮官の復帰という本来指揮官の職務を行う自衛官が部隊等の指揮を開始した時点で当然に終了する臨時のものであることを明記した。

第 14 第 8 条関係

この訓令の実施に必要な事項（例えば、指揮代理が直近の上級指揮官に報告を行う要領など）を統合幕僚長及び陸上幕僚長等が定められるようにした。